

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年2月17日)

〔件 名〕

- | | |
|--|----------------------------|
| 1 景観まちづくり大会の開催について | (景観まちづくり課) ··· 1 |
| 2 三宅氏損害賠償請求事件の控訴について | (景観まちづくり課、暮らしの安心推進課) ··· 2 |
| 3 「鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例」の失効について | (公園自然課) ··· 3 |
| 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について | (住宅政策課) ··· 5 |

生 活 環 境 部

景観まちづくり大会の開催について

平成22年2月17日
景観まちづくり課

1 目的

景観形成の必要性及び住民と活動団体と行政が連携するまちづくりの方法と仕組みづくりについて、活動団体や県民に普及啓発を図るとともに、活動団体の交流・情報交換の場を提供し、景観まちづくり活動の活性化を図る。

2 概要

- (1) 日時 平成22年3月20日（土）12時30分～17時20分
(13時開会、12時30分～13時まではポスターセッションを実施)
- (2) 会場 倉吉未来中心 セミナールーム3他（倉吉市駄経寺町）
- (3) 主催 鳥取県
- (4) 参加者 景観まちづくり活動団体、市町村、一般県民（150人程度）
- (5) 申込期限 平成22年3月15日（月）まで
- (6) 内容

○基調講演 『まちの景観の保存・再生のために』

まちの景観の保存・再生に向けて、住民と活動団体と行政が連携するまちづくりの方法と仕組みづくりについて講演。

[講師] 佐藤滋（早稲田大学理工学術院教授、早稲田大学都市・地域研究所所長）

○活動報告

活動団体・市町村による活動報告を行う。

・「五臓圓ビルを保存・活用する取り組み」

報告者 五臓円ビルを保存・活用する会 代表 常村護

・「旧岡崎邸保存の取り組み」

報告者 NPO法人市民文化財ネットワーク鳥取 事務局長 太田縁

・「伝統的建造物群保存地区の取り組み」

報告者 倉吉町並み保存会 会長 桑田東之夫

・「ひと・まち・景観をつなぐ下町文化創造活動～加茂川の景観保全から始まったまちづくり～」

報告者 NPO法人 夢蔵プロジェクト 事務局長 田中国彦

・「鳥取市における景観に配慮したまちづくり」

報告者 鳥取市都市整備部 次長 秋田俊一郎

・「米子市景観計画の策定にあたって」

報告者 米子市建設部都市計画課 主査 長谷川浩己

○意見交換会 テーマ『住民と活動団体と行政の連携について』

住民と活動団体と行政が連携するための秘訣についてグループ（3つ程度）に分かれて意見交換を行い、その成果を全体会で発表。

○ポスターセッションの実施（アトリウムで、12時30分から13時の間実施）

活動団体・市町村の活動内容をポスターにまとめ、展示・説明。

三宅氏損害賠償請求事件の控訴について

平成22年2月17日

生活環境部景観まちづくり課

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

県土整備部道路企画課・道路建設課

西部総合事務所県民局・県土整備局

三宅氏の損害賠償請求の提訴（平成21年2月17日）に対し、鳥取地方裁判所米子支部は、却下又は棄却の判決（同年12月22日）を下したが、三宅氏はこの一審の判決は全部不服であるとして、同月28日付け控訴されました。

【今後の対応】

- (1) 控訴人からの請求は、第一審と同じ内容であり、不当であることから、本件控訴を棄却する旨の判決を求める答弁書を提出する。<平成22年2月2日提出済>
- (2) また、控訴人から控訴理由書が提出され次第、答弁理由書を提出するとともに反訴を提起する。

【控訴の概要】

- 控訴人 米子市東福原6丁目5番17号 三宅 精一
- 被控訴人 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）
- 請求の趣旨
 - (1) 原判決を取り消す。

(2) 請求の内容

- ① 被控訴人は控訴人に対し、道路法42条違反により損害を受けた車の修理代86,898円を支払え（国家賠償法2条）。<道路企画課>
- ② 被控訴人は控訴人に対し、上記の事を鳥取県西部総合事務所に請求に行ったとき、職員に暴行を受け、傷害を負った不法行為による損害に対し20万円を支払え（国家賠償法1条1項）。
- <西部総合事務所県土整備局>
- ③ 被控訴人は控訴人に対し、道路法70条違反による損害200万を支払え（国家賠償法2条）。
- <道路建設課>
- ④ 被控訴人は控訴人に対し、都市計画法違反による損害2640万円を支払え（国家賠償法1条1項）。
- <景観まちづくり課>
- ⑤ 被控訴人は控訴人に対し、墓地埋葬等に関する法律違反による損害1900万円を支払え（国家賠償法1条1項）。<くらしの安心推進課>
- ⑥ 被控訴人は控訴人に対し、正当な異議申立書の提出にもかかわらず、何回も暴力をふるわれた。この不法行為による損害として120万円を支払え（国家賠償法1条1項）。<西部総合事務所県民局>

- (3) 控訴の理由・・・おって提出する。

「鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例」の失効について

平成22年2月17日
公園自然課

1 対応方針

平成22年3月31日に失効予定となっている「鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例」については、期限を延長させることなく、失効させることとした。

2 現状

本条例は、県民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的として制定されたものであり、その目的を達成するため、指定した地域内での犬又は猫の多頭飼育の禁止を定めている。

本条例制定以降、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」という。）が一部改正され、動物取扱業者は登録を受けなければ動物取扱業を行えなくなつた。

そのため、動物取扱業を適正に実施させることが可能となり、適正に実施されなければ動物取扱業を実施させないこともできるようになった。（その後、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）も一部改正され、同様の規定が設けられた。

また、動物飼育者についても、多頭飼育に限らず、動愛条例及び動愛法に基づき適正飼養を行わせることが可能となっており、本条例が目的としている事項については、動愛法及び動愛条例により達成可能となっている。

○動物取扱業者への対応

- ・動物取扱業の登録の義務、登録の拒否、立入検査、勧告及び命令

○不適正飼養への対応

- ・動愛条例に基づく動物飼養者への立入調査
- ・動愛法に基づく生活環境の保全のための勧告及び命令
- ・動物虐待禁止

○犬の放飼いへの対応

- ・動愛条例に基づく犬による人及び財産への侵害防止のための措置命令

3 本条例制定の経緯

平成14年12月に犬の不適正飼養を行っていた多頭飼育者（当時、動物取扱業を実施。）が八頭郡八頭町から鳥取市佐治町に転居する際、その多頭飼育者への対応（多頭飼育の規制）として議員立法で制定された。

4 参考

(1) 本条例制定の背景となった飼育者の現状

動物取扱業の登録を希望しているが、動物取扱業の飼養施設としての基準を満たしていない（床が清掃しやすい構造になっていない）等により、動物取扱業の登録の要件を満たしておらず、動物取扱業（販売）は行えない状況。

○飼育状況等

- ・県の指導に従い、犬を囲いを設けた建物内で飼育している。
- ・犬の飼養頭数30頭（本人申告）。
- ・犬の飼養に関する苦情一犬の放飼い2件（平成21年10月、11月）

(2) 上記飼育者に対する県の指導

- ・犬の放飼いについては、動愛条例に基づき犬を係留若しくは囲いの中で飼育するよう指導を実施。
- ・月に1回程度パトロールを行い、犬の飼養状況の確認及び指導を実施。
- ・平成21年11月の指導後、犬の放飼いの苦情はなく、定期パトロールでも確認されていない。

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例
(平成14年12月13日鳥取県条例第66号)

(目的)

第1条 この条例は、多数の犬又は猫を飼育する行為について必要な規制を行い、もって県民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「多頭飼育」とは、犬又は猫を飼育する行為のうち、飼育する犬の数若しくは猫の数又はこれらの数を合算した数(生後91日未満の犬及び猫の数を除く。)が10以上であるものをいう。

(規制地域の指定)

第3条 知事は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、規制地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により規制地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 市町村長は、知事に対し、第1項の規定による規制地域の指定について申し出ができる。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定された規制地域の変更又は廃止について準用する。

(多頭飼育の禁止)

第4条 何人も、前条第1項の規定により指定された規制地域内においては、多頭飼育を行ってはならない。

(経過措置)

第5条 一の地域が第3条第1項の規定により規制地域に指定された際に現にその規制地域内において多頭飼育を行っている者については、当該指定の日から60日間は、前条の規定を適用しない。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平19条例7・旧附則・一部改正)

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例7・追加)

附 則(平成19年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		生活環境部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (中部総合事務所 生活環境局)	県営住宅和田団地第三期住戸 改善工事(建築)	倉吉市 馬場町	(株)松本鉄工所 代表取締役社長 松本 泰典	162,750,000円 (予定価格)	平成22年1月4日 ~ 平成23年1月31日	平成22年1月4日 ~ 平成23年1月13日	総合評価制限付 一般競争入札 (8社)
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅ひばりが丘団地第二期 住戸改善工事(52-3棟)(建築)	鳥取市 浜坂 四丁目	(株)懸樋工務店 代表取締役 懸樋 義樹	160,860,000円 (予定価格)	平成22年1月14日 ~ 平成23年2月15日	平成22年1月14日 ~ 平成23年2月15日	総合評価制限付 一般競争入札 (8社)
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第二期住戸 改善工事(52-11棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	(株)ジューケン 代表取締役 石田 正美	156,975,000円 (予定価格)	平成22年1月22日 ~ 平成23年2月25日	平成22年1月22日 ~ 平成23年2月25日	総合評価制限付 一般競争入札 (8社)